



名報 ゆがわ

No. 689
令和 6 年

4月号



勇往邁進



主な内容

- ▶ 各種計画の策定…………… ③
- ▶ 後期高齢者医療保険料率のお知らせ… ⑨
- ▶ 地域おこし協力隊通信…………… ⑭
- ▶ 村民の文芸発表のひろば…………… ⑰



湯川村ファミリー



農業支援を目的としたふるさと応援寄附金事業で、 令和5年度も全国各地の大勢の皆さまから メッセージをいただきました。ありがとうございました。

令和5年度も湯川村では、農業支援を目的としたふるさと応援寄附金事業を実施し、全国各地より1,649名の方々から1億3百万円を超えるご寄附をいただきました。

この寄附金は、村の農業振興を図ることを目的とした基金に積み立て、令和5年度末残高が、約1億9千万円となっています。また、令和5年度においてもこの基金を活用し、肥料価格の高騰による農業経営への影響を緩和するため購入費への補助等を実施いたしました。

ここでは、湯川村へ寄附をいただいた全国の皆様から、温かいメッセージが寄せられていますので、その一部を紹介します。

今年で湯川村のお米を頂いて何年になるか、湯川村の米は本当に美味しいです。

東京都 60代 男性

妻の地元の福島県から何か始めたいから始まったふるさと納税。家族全員が好きなお米を頼んでみました。とても美味しいお米で家族みんな大喜び。これからは応援しています。

東京都 40代 男性

いつも美味しいお米ありがとうございます！毎年の実家の両親へのプレゼントで利用させていただいております。私にできることは限られておりますが、応援しております！頑張ってください！

鹿児島県 50代 男性

お友達のふるさと納税の話になると必ず湯川村さんの話が出ます。一度食べてみたくて申し込みました。

福島県 50代 女性

今回、初めて知りました。自然豊かな村で、皆さまが穏やかに過ごせますように。

東京都 60代 女性

会社の同僚に美味しいお米を聞いたところ、湯川村のお米を勧められました。楽しみにしています。

福島県 年齢不詳 男性

毎年欠かさず寄附させていただいております。こちらのお米は大変美味しく、家族皆で毎日頂いております。これからも素晴らしいお米を美味しい田園風景のもとで作ってください。応援しています！

兵庫県 年齢不詳 男性



もう4年以上、ふるさと納税しています。お米は凄く美味しくて浮気できません。これからも美味しいお米を作り続けてください。

愛知県 50代 男性



いろいろと食べ比べしましたが、やはり湯川村のお米が一番だと思います。頑張ってください。

千葉県 年齢不詳 男性

毎年美味しいお米を作っていたいただきありがとうございます。農業を取り巻く環境は厳しいですが、若者に夢がもてる産業に是非育ててください。

大阪府 年齢不詳 男性

いつも美味しいお米ありがとうございます！甘くてもちもちしていてとても美味しいです。これからも頑張ってください！

福島県 年齢不詳 男性

昔のふるさと納税で「お得にお米をいただける」ときに初めて湯川米を食べ、湯川米の美味しさに気が付きました。私は新潟県出身ですが、湯川米が新潟県のコシヒカリより安定して美味しいと思っています。これからも美味しいお米作り、頑張ってください。

愛知県 40代 男性

きっかけは福島県支援でしたが、湯川村のお米がとても美味しいのでそれから毎年続けています。

去年から横浜からドライブ旅行も兼ねて販売所にお米を買いにも行きました。これからも、美味しいお米を作り続けてください。

神奈川県 年齢不詳 男性



湯川村第10期高齢者福祉計画・湯川村第9期介護保険事業計画を策定しました

村長から諮問を受けて、「湯川村高齢者福祉計画策定委員会」及び「湯川村介護保険運営協議会」においてそれぞれ審議された「湯川村第10期高齢者福祉計画・湯川村第9期介護保険事業計画(案)」がまとまり、2月28日(水)、高羽伊一郎委員長から村長へ答申書が提出された後、湯川村議会3月定例会での議決を経て正式に計画の策定となりました。

この計画は、「誰もが健やかに自分らしく生きがいをもち心豊かに暮らせる村“ゆがわ”」を基本理念とし、本村の高齢者が安心して暮らすことができるように、高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図ることを目的に策定されました。

なお、計画期間については、令和6年度から令和8年度の3年間となります。



高羽委員長から
佐野村長への答申

各計画は、村ホームページの「各種計画コーナー」でご覧いただけます。



湯川村第4期障がい者計画・湯川村第7期障がい福祉計画・湯川村第3期障がい児福祉計画を策定しました

村長から諮問を受けて、湯川村障がい者地域自立支援協議会において審議された「湯川村第4期障がい者計画・湯川村第7期障がい福祉計画・湯川村第3期障がい児福祉計画(案)」がまとまり、2月22日(木)、石川幸市会長から村長へ答申書が提出されました。

この計画は、「地域でその人らしく笑顔で暮らせるやさしいむらづくり」を基本理念とし、障がい福祉施策を総合的に推進するとともに、障がい福祉サービス等の提供体制を確保することを目的に策定しました。

計画期間は、湯川村第4期障がい者計画が令和6年度から令和11年度までの6年間で、湯川村第7期障がい福祉計画・湯川村第3期障がい児福祉計画が令和6年度から令和8年度までの3年間です。



石川会長から
佐野村長への答申

「第3次健康ゆがわ21計画」を策定しました

村長からの諮問を受けて、湯川村健康づくり推進協議会において審議された「第3次健康ゆがわ21計画(案)」がまとまり、2月7日(水)、菊地正孝会長から村長へ答申書が提出されました。

この計画は、『生涯にわたる健康づくり「健康寿命の延伸」』を基本理念とし、子どもから大人まで、住民すべてがこころも身体も健やかにいきいきと暮らすことが出来る村の実現に向け、関係機関が連携し、各々の役割を果たしつつ、村全体で新たな目標に向かい住民一人ひとりが主体的に取り組む健康づくりを総合的に推進していくことを目的に策定しました。

計画期間は、令和17年度までの12年間です。



菊地会長から佐野村長への答申

指導農業士の認定について

優れた農業後継者の確保に資することを目的として福島県が認定している指導農業士に大関仁生さん(笈川)が認定されました。今後のご活躍を期待しております。



新たに認定された
大関仁生さん

指導農業士の退任について

平成27年から福島県の指導農業士としてご活躍されておりました鈴木奈保美さん(田中)が認定期間の満了により退任され、福島県指導農業士会長から感謝状が贈呈されました。これまで本村の農業者の確保・育成にご尽力いただきありがとうございました。



退任された
鈴木奈保美さん



新1年生へ ランドセルカバー・黄色い帽子を贈呈

3月18日(月)にあいづ塩川湯川ライオンズクラブの方々が教育委員会を訪れ、新しく入学する新1年生へ「ランドセルカバー」を贈呈されました。

あいづ塩川湯川ライオンズクラブでは、児童の交通安全を願い、毎年喜多方市塩川町と湯川村の新入学児童へランドセルカバーを贈呈する事業を行っています。

寄贈されたランドセルカバーは、入学式の際に笈川小学校10名、勝常小学校15名の新1年生に配付いたします。



令和5年度「集落連携による地域おこし事業」 北田地区活動報告会を開催しました

3月2日(土)、福島大学行政政策学類の岩崎由美子教授及び岩崎ゼミの学生11名が湯川村を訪れ、北田地区にて今年度の活動報告会が開催されました。

当日は、学生よりこれまでの活動の振り返りと地区の活性化に向けた提言について発表いただいた後、地区の方を交えて次年度の活動の方向性についてワークショップを行いました。ワークショップの中では、学生の視点、地区の視点から様々な意見・アイデアが出され、活発な議論が行われました。

令和6年度、北田地区では、令和5年度から新たに実施した地域内イベント「緑風学園」をより改善・発展させ実施していく他、地域内でのミニ広報誌の作成を行う等、地域の活性化に向けて、引き続き岩崎ゼミの皆さんと連携して活動を行います。



第46回村民バレーボール大会 熊川チーム優勝！！

2月25日(日)、村体育館で第46回村民バレーボール大会が開催され、7チームが参加し熱戦を繰り広げました。決勝では、熊川チームが三島チームを2-0 (1^5-1^2) で破り優勝しました。

結果は次のとおりです。

- ◆優勝 熊川
- ◆準優勝 三島
- ◆第3位 堂畑・上扇田



優勝した熊川チーム



「家庭ごみの減量化」に関する調査事業 優秀賞受賞！

3月7日(木)、令和5年度「会津DX日新館」成果報告会が行われ、湯川村と福島大学が提携し取り組む「家庭ごみの減量化」に関する調査事業が、12チーム中第2位の優秀賞に選ばれました！

この事業は、地元大学と提携して自治体の課題を解決することを目的に、福島県会津地方振興局が主催する「会津DX日新館」を活用したもので、湯川村では、「家庭ごみの減量化」をテーマに1年間福島大学生とともに調査を行ってきました。

福島大学の学生たちは、各地区のごみ出しの状況調査や、廃棄物減量推進員へのヒアリングを行い、湯川村の家庭ごみがなかなか減少しない原因を調査してきました。

調査の結果、以下の課題が挙げられました。

- ①分別ができていない状態で出されている
- ②剪定した木や草が「燃やせるごみ」に多く出ている
- ③生ごみの水切りが十分にされていない
- ④湯川村の取り組みが住民に伝わっていない

この4点について、令和6年度は住民アンケート等を実施し、減量化のための解決策を提言いただきます。

令和6年度の調査結果を踏まえ、提言いただいた解決策を反映させた施策を実施していきます。

今後も、ごみ減量に関する情報をお知らせしていきますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



福島大学 沼田大輔教授と学生の皆さん

家庭ごみ分別ガイドブックを作成しました

家庭ごみの正しい出し方、分別方法や村からのお知らせなどをまとめた「湯川村家庭ごみ分別ガイドブック」を作成しました。

令和6年4月から始まる「プラスチック製品の分別収集」や50音順のごみの分け方も掲載しております。ぜひ、ご活用ください。

リストに載っていないごみの出し方については、住民課ほけん係までお問い合わせください。

※村ホームページにも掲載しております。

◎お問い合わせ先 住民課 ほけん係 ☎0241-27-8830



通いの場で、ごみ減量のための講習会を開催しました！

3月6日(水)、湯川村のごみの現状やごみの出し方をテーマに、住民課ほけん係の職員を講師とした講習会を開催しました。

参加された「笑って笈川」の皆さんから多くの質問があり、村民の皆さんが悩んでいる点について知ることができた貴重な機会となりました。

ごみの講習会開催を希望される地区・団体がありましたら、住民課ほけん係までご連絡ください。

◎お問い合わせ先 住民課 ほけん係 ☎0241-27-8830





土地及び家屋価格等 縦覧のお知らせ

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について下記のとおり設定しますので、固定資産税の納税者で希望する方は期間中に縦覧いただくようお知らせします。

- 期間 4月1日(月)から
4月30日(火)まで
(土・日・祝日を除く)
- 時間 午前8時30分から
午後5時15分まで
- 場所 湯川村役場1階 住民課税務係内

今月の納税 4月30日(火)まで

固定資産税 第1期分
国民健康保険税(普通徴収) 第1期分
介護保険料(普通徴収) 第1期分

*口座振替による振替日も4月30日(火)になります。
納期限までに納税が困難な特別な事情がある場合は、
ご相談ください。

*納付の相談は、住民課各係までお願いします。
固定資産税・国民健康保険税(税務係)

☎0241-27-8820

介護保険料(福祉係) ☎0241-27-8810

住民基本台帳の閲覧状況をお知らせします

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項、住民基本台帳一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況についてお知らせします。

【閲覧を申請することができる場合】

1. 国や地方公共団体が法令で定める事務遂行のために閲覧する場合。
2. 統計調査・世論調査・学術研究等の調査研究のうち、公益性が高いと認められるものの対象者を抽出する目的で閲覧する場合。
3. 公共的な団体が行う地域住民の福祉向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められる事業を実施するために閲覧する場合等。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの状況は次のとおりです。

◆国または地方公共団体の機関からの請求によるもの

機 関 名	請求事由の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
株式会社 I T スクエア	「福島県消費購買動向フォローアップ」の調査対象者抽出	令和5年6月7日	満18歳以上の男女
自衛隊 福島地方協力本部	自衛官及び自衛官候補生の募集案内	令和5年11月9日	平成18年4月2日から 平成19年4月1日生まれの 日本人男女

◎お問い合わせ先 住民課 福祉係 ☎0241-27-8810

小型家電・衣類・古紙類の無料回収イベントを開催します!

今年度も下記の日程にて、「小型家電」、「衣類」、「古紙類」の無料回収イベントを開催いたします。
令和6年度の回収イベントは4月の1回のみとなりますので、ぜひこの機会にご活用ください。

イベント内容

- 日 時 4月27日(土) 午前9時～午前11時
- 場 所 湯川村公民館駐車場
- 回収品目
 - ・小型家電(パソコン、携帯電話、ゲーム機等)
 - ・衣類(バッグや靴、帽子等は回収不可)
 - ・古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、雑がみ)



また、イベント開催前の下記期間において、衣類の拠点回収を行います。

イベント当日に来られない方は、この期間に出してくださるようお願いいたします。

- 受付期間 4月15日(月)～4月26日(金)
午前8時30分～午後5時15分
- 回収場所 湯川村役場入口付近にて設置の回収用コンテナ
- 回収品目 衣類(イベント回収品目と同様)

※土日の回収は実施しません。 ※詳しくはチラシやホームページでご確認ください。

※小型家電は、役場入口前に設置の回収BOXにて常時回収しておりますので、ご活用ください。

◎お問い合わせ先 住民課 ほけん係 ☎0241-27-8830





湯川村生活応援商品券がはじまります!!!

昨今のエネルギー・食料価格等の物価高騰に直面する村民の方々の生活を応援するため、商品券を交付します。

準備ができ次第、順番に発送いたしますので、お受け取りいただきますようお願い申し上げます。

1対象者 令和6年3月1日時点において湯川村に住所を有する者
※同年3月末までに転入等により本村に住所を有することになった者も追加交付となります。追加対象者につきましては、確認でき次第、送付いたします。

2交付額 **1人当たり3,000円**（500円商品券が6枚綴り）
※世帯主宛てに、世帯員全員分をお送りします。順次、「ゆうパック」にて発送いたします。

3利用期間 令和6年4月1日(月)～同年9月30日(月)

4対象商品 取扱加盟店が取扱う商品・サービス
※以下のものについては、商品券の利用対象となりません。

- ①不動産や金融商品
- ②たばこ
- ③商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの
- ④国税及び地方税、使用料などの公租公課
- ⑤特定の宗教または政治団体と関わるもの
- ⑥公序良俗に反するもの



◎お問い合わせ先 産業建設課 商工観光係 ☎0241-27-8831

児童扶養手当に関するお知らせ

○児童扶養手当額が変わります

令和6年4月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当額については、3.2%の引き上げとなります。令和6年度の児童扶養手当額（月額）については下記のとおりです。

		令和5年4月～	令和6年4月～
基本額	全部支給	44,140円	45,500円 (+1,360円)
	一部支給	10,410円～44,130円	10,740円～45,490円 (+330円～+1,360円)
第2子 加算額	全部支給	10,420円	10,750円 (+330円)
	一部支給	5,210円～10,410円	5,380円～10,740円 (+170円～+330円)
第3子 加算額	全部支給	6,250円	6,450円 (+200円)
	一部支給	3,130円～6,240円	3,230円～6,440円 (+100円～+200円)

◎お問い合わせ先 住民課 福祉係 ☎0241-27-8810

令和6年度狂犬病予防集合注射のお知らせ

今年度の狂犬病予防集合注射を下記の日程により実施します。年に1回の実施となりますので、忘れずに接種を受けてください。

○日時・場所 注意：午前中のみの実施となりますので、お間違いないようお気を付けください。

日 程	実施時間	場 所
4月17日(水)	午前9時00分～10時30分	湯川村体育館前駐車場
	午前10時40分～11時30分	勝常小学校前村営駐車場

○費用負担 【注射料金】2,700円+【注射済票交付手数料】550円＝【合計金額】3,250円
※おつりが出ないようお願いいたします。

※村に登録されている犬の飼い主の方には、通知書を送付いたします。

※犬の登録をされていない方は、役場にお越しいただき登録の手続きを行ってください。

※飼い主が変わった場合や飼い犬が死亡した場合も届出が必要ですので、役場にお越しくください。

※当日は問診票が必要となりますので、忘れずにお持ちください。

※当日は犬が騒ぎやすくなりますので、犬を抑えられる方が来てください。

なお、集合注射に来られず、かかりつけの動物病院で接種した方は、後日「狂犬病注射証明書」を持参し、ほけん係窓口までお越しくください。（※注射済票交付手数料として550円お支払いいただきます。）

◎お問い合わせ先 住民課 ほけん係 ☎0241-27-8830



国民年金保険料・年金に関するお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」がありますので、住民登録をしている市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

産前産後期間の国民年金保険料が免除になります

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除になり、出産予定日の6か月前から手続きができます。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

会社を退職したときは年金の切替え手続きが必要です

20歳以上60歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーター、無職等になった場合には、国民年金第1号被保険者（または第3号被保険者）への切替え手続きが必要です。

お住まいの市区役所・町村役場の国民年金担当窓口でお早めに手続きをお願いします。

マイナポータルを利用した国民年金の加入手続・保険料免除申請等の電子申請について

マイナポータルを利用した国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、国民年金免除・納付猶予及び学生納付特例の電子申請ができます。詳細は、日本年金機構のホームページ（https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshi_kokunen.html）をご覧ください。

◎お問い合わせ先 住民課 福祉係 ☎0241-27-8810
または 会津若松年金事務所 ☎0242-27-6951

地域振興ボランティアを募集します！

村民が主体となった地域づくりへの意識向上や機運醸成を目的とした「地域振興ボランティア」を募集します。

○対象となる活動

- ①村地域振興施設を活用したイベントに関するもの
- ②村地域活性化施設を活用したイベント等に関するもの
- ③産業振興に係るイベント等に関するもの
- ④その他、湯川村長が認めるもの

○対象者 個人または団体

- 謝礼金 ①個人 1回当たり 1,100円
- ②団体 1回当たり 20,000円

◎お問い合わせ先 産業建設課 商工観光係
☎0241-27-8831

道の駅あいづ湯川・会津坂下の営業時間変更について

4月から通常営業となります。皆様のご来館をお待ちしております！

- 変更期間 4月1日(月)～11月30日(土)
- 営業時間 午前9時～午後7時
※現在の営業時間 午前9時～午後6時



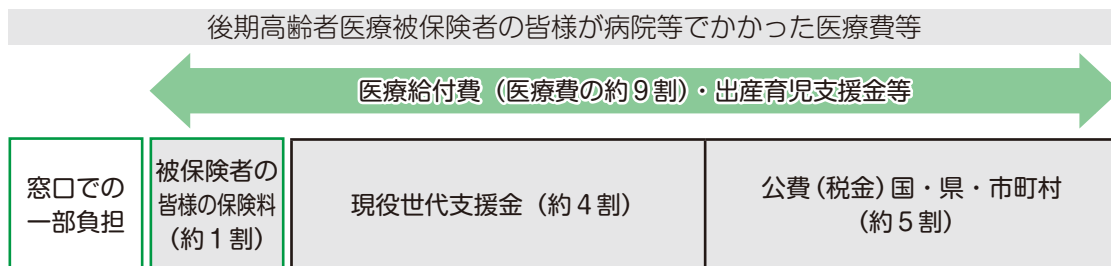
令和6・7年度後期高齢者医療保険料率のお知らせ

後期高齢者医療制度では、今後見込まれる医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な財政運営を維持するため、2年ごとに保険料率の見直しを行っております。

被保険者の皆さんに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに、この期間の医療給付費の大切な財源となります。

被保険者の皆さんには、ご負担をおかけしますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

後期高齢者医療制度の財政



- 令和6・7年度保険料率は、①出産育児支援金の導入②高齢者医療を全ての世代で公平に支え合う仕組みによる後期高齢者負担率の上昇③賦課限度額の引き上げ④被保険者の増加等による医療給付費の増加などを考慮して決められています。

区 分	令和4・5年度の保険料率	令和6年度の保険料率		令和7年度の保険料率
被保険者均等割額 （被保険者が等しく負担）	44,300円	45,900円		45,900円
所得割率 （被保険者が所得に応じて負担）	8.48%	旧ただし書き所得 （※）58万円超	8.98%	8.98%
		旧ただし書き所得 （※）58万円以下	8.64%	
賦課限度額	66万円	令和5年度末 有資格者	73万円	80万円
		令和6年度 資格取得者	80万円	

※旧ただし書き所得：前年の総所得金額、山林所得金額、他の所得と区分して計算される所得金額（退職所得以外の分離課税の所得金額、土地・建物や株式等の譲渡所得などで特別控除後の金額）の合計から、基礎控除額（最大43万円）を控除した金額です。（ただし、雑損失の繰越控除額は控除されません。）

保険料の計算方法 保険料は、均等割額と所得割額の合計となり、被保険者ごとに算定されます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{被保険者均等割額} \\ \hline 45,900円 \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline (\text{旧ただし書き所得}) \times 8.98\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline (100円未満切捨て) \end{array}$$

- 同一世帯の被保険者と世帯主の所得に応じて被保険者均等割額の軽減が適用されます。
- 被用者保険の被扶養者であった方は、加入から2年間被保険者均等割額が軽減されます。
- 年度の途中で加入した方は、加入した月からの月割で計算します。
- 被保険者ごとに計算した実際の保険料の金額は、毎年8月以降に各市町村からお知らせします。

◎お問い合わせ先 福島県後期高齢者医療広域連合
〒960-8043 福島市中町8番2号 福島県自治会館2階
 024-563-3310（保険料に関すること）
住民課 ほけん係 0241-27-8830



村では、結婚支援及び結婚後の新生活を支援するため、以下の補助等を行っています。

湯川村結婚新生活支援事業補助金

1 対象世帯

令和6年1月1日～令和7年3月31日に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次の条件をすべて満たす夫婦。

- (1) 世帯の所得が500万円未満であること
- (2) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- (3) 対象となる住居が本村にあること
- (4) 申請時に夫婦の双方または一方の住民票が対象となる住居にあること
- (5) 村税の滞納がないこと
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- (7) 過去にこの制度による補助を受けたことがある者がいないこと

2 対象経費

- (1) 住居費：結婚を機に新たに購入・賃借した物件に係る費用(購入費、賃料等)
- (2) 引越費用：引越業者または運送業者への支払い等、引っ越しに係る費用
- (3) リフォーム費用：結婚を機に行う住宅のリフォーム費用（修繕、増築、改築、設備更新等）

3 補助額

- (1) 30歳以上39歳以下：上限30万円
- (2) 29歳以下：上限60万円

湯川村「はぴ福なび」会員登録補助金

「はぴ福なび」とは、ふくしま結婚・子育て応援センターが運営する結婚マッチングシステムです。

1 対象者

- (1) 村内に住所を有する20歳以上の配偶者のいない方
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に「はぴ福なび」の会員登録をし、補助金の交付の申請日において「はぴ福なび」を退会していないこと

2 補助額

「はぴ福なび」に入会するために支払った入会登録料の半額（上限：5,000円）

湯川村結婚支援ボランティア事業【新規事業】

1 事業内容

村内の結婚を希望する独身者の結婚に向けたサポート体制の充実を目的として、村内において、結婚支援ボランティアを行う個人または団体へ、謝礼金を支給し活動を支援します。

「結婚支援ボランティア」とは、村内の独身者の結婚支援を目的として行う以下の活動を指します。

- (1) 独身者の出会いの機会創出につながる活動
- (2) 独身者の交際から結婚に至るまでの支援活動
- (3) その他、結婚支援につながる活動

2 対象者

4月1日から3月31日までの1年間の内3ヶ月以上継続して、結婚支援ボランティアを行う村内在住の個人または村内を本拠とする団体とする。

3 謝礼額

個人、団体ともに年間20,000円。



村では、村内空家等の利活用及び除却による移住・定住の促進、生活環境の保全等を図るため、以下の補助を行っています。

湯川村空家改修支援事業補助金

1 事業内容

湯川村への定住を目的に新たに購入または賃借した空家の改修に要する経費の一部を補助します。
今年度より、制度を一部拡充し、清掃費補助、村内事業者加算が加わります。

2 対象経費

住宅の機能向上のために行う屋内及び屋外の改修工事に要した工事費。

※備品購入費及び仮設トイレ等の設置費用を除く

3 補助額

補助基本額：上限100万円（補助率2/3）

清掃費補助：10万円【拡充】

村内事業者加算：10万円【拡充】（村内事業者による施工の場合加算）

・補助基本額：100万円＋清掃費：10万円＋村内事業者加算：10万円＝120万円（最大）

湯川村空家解体事業補助金

1 事業内容

村内空家の解体に要する経費の一部を補助します。

今年度より、同一敷地内での建て替えを目的とした解体工事についても対象となります。

2 対象経費

解体撤去業者による空家の解体及び撤去に要した工事費

3 補助額

補助基本額：上限30万円（補助率1/3）

湯川村空家・空地バンク登録促進事業補助金【新規事業】

空家・空地バンクとは、お持ちの物件を賃貸・売却したい方と、新たに賃貸・購入したい方とのマッチングを行う制度で、村内の物件であれば、どなたでも無料で登録を行うことが出来ます。

登録された物件情報は空家・空地バンクのホームページで公開され、借り手・買い手を探すことが出来ます。

1 事業内容

村空家・空地バンクへの登録促進による、村内の空家等の流通の活性化を図るため、空家・空地バンク登録に係る清掃及び登記手続きに要する経費の一部を補助します。

2 対象経費

清掃費：家屋内の清掃及び家財道具等の処分に要した費用

登記費用：登記に必要な書類等の取得に要する費用や、登記手続きに要する費用。

3 補助額

清掃費：上限5万円（補助率10/10） 登記費用：上限5万円（補助率10/10）



もっと健康になるための栄養ワンポイントアドバイス

日本人の98%がビタミン不足！という驚きの調査結果が令和5年6月に発表されました。



【ビタミンDの働き】

- ・カルシウムの吸収を助け骨や歯を強くする
- ・筋肉が作られるのを促進する
- ・細胞の分化を誘導したり、増殖を抑制する作用がある



【ビタミンDが不足すると】

- ・カルシウムを摂っても骨や歯が作られにくい
- ・筋力や筋量が低下しやすい
- ・乳がん・大腸がんのリスクが高くなる(海外の研究で報告されている)

骨粗鬆症^{しょう}の予防にカルシウムの摂取が第一とされますが、ビタミンDが足りないと吸収が悪く骨量が思ったよりも増えないことがあります。

また、ビタミンDは筋肉の合成にも関わるビタミンなので不足すると筋力や筋量が低下しやすくなり転倒しやすくなります。強い骨を作り、転ばないためにもビタミンDは意識して摂りたいものです。

ビタミンDは穀類、野菜、豆類にはほぼ含まれていないため、魚や卵、きのこを積極的に摂るよう心がけ、魚は含有量が多いので2日に1回は食べましょう。いわし、さんま、ぶり、さば、鮭は魚の中でも特に多く含まれます。

ビタミンDが作られる日照時間は正午なら紫外線の強い時期は約5分、紫外線の弱い時期は約25分と畑仕事や散歩に出かける程度で十分効果があります。

通いの場における歯科に関する講話シリーズ

Part 5

正しい「歯磨き粉の使い方」ご存知でしたか？

歯みがきをする際、歯磨き粉を使用して磨いた後に、しっかりと何度もうがいをされている方が多くみられます。

市販されている歯磨き粉にはフッ化物が含まれているものが多く、このフッ化物をできるだけ、口腔内に留めておくことで、歯のエナメル質表面に浸透し、むし歯になりにくくなるといわれています。

そのため、今回は、効果的な歯磨き粉の使い方をご紹介します。

ダブルブラッシングのすすめ

- 1回目……歯磨き粉を使用せず、水だけで、しっかりと汚れを落として、しっかりとうがいをします。
- 2回目……歯ブラシと同じ長さに歯磨き粉をのせ、口腔内を軽くブラッシングします。ブラッシング後は大さじ1(15ml)程度の水で口を軽くすすぎます。



〈洗口方法〉



次回は咬筋マッサージについてをご紹介します。



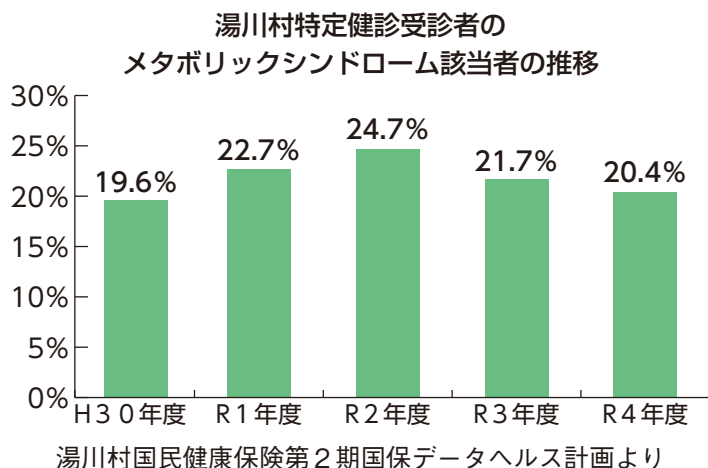
湯川村の特定健診受診者の約2割の方が メタボに該当しています!!

下のグラフは湯川村の国民健康保険加入者で健診を受けた方でメタボリックシンドロームに該当されている方の推移となります。

また、1日に30分以上の運動習慣のない人の割合も68.1%と国、県、同規模町村と比較して高い割合となっております。

この現状を解消するために、今年度より、健診前から運動習慣を身につけるために、以下の教室を年間を通して開催しますので、ぜひご参加ください。

第1回目には、竹田総合病院リハビリテーション部理学療法士 佐藤志保さんによる実技指導と血管の硬さを調べる検査を無料でおこないます！



サーキットトレーニング教室

『サーキットトレーニング』とは…
筋トレと有酸素運動を
組み合わせたトレーニング

健診が始まる前に体にいいこと始めてみませんか！
メタボ対策にも効果的！

- 日 時 4月18日(木) 午前9時30分～11時
(以後、毎週木曜日に午前10時から通年開催)
 - 場 所 湯川村体育館
 - 対 象 者 運動に関心のある方
 - 講 師 竹田総合病院リハビリテーション部 理学療法士 佐藤志保先生
湯川村保健センター 保健師
 - 内 容 脂肪燃焼のための効果的な運動（*同日、栄養相談、歯科相談も行います）
 - 参 加 費 無料
 - 申込方法 湯川村保健センターへ電話でお申込みください。
(☎0241-27-3110)
 - 申込期限 4月11日(木)まで
- *参加された方には、血管の硬さを調べる検査を無料で行います！
- ◎お問い合わせ先 住民課 保健センター ☎0241-27-3110





湯川村地域おこし協力隊通信

Vol.8 製作：湯川村地域おこし協力隊 玉川 瑠里子



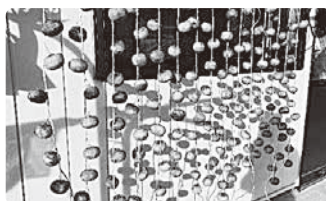
協力隊退任のお知らせ

3月31日をもって2年間活動させていただきました協力隊を退任することになりました。今までお世話になり、ありがとうございました。2年間の活動の振り返りと感謝の気持ちを込めて最後の協力隊通信をお送りします。

11月～2月に行った活動 ～6次産業化に関わる取り組みとイベント活動～

- ① 会津みしらす柿の収穫後、さわし作業（洗抜き）をし、干し柿作りを行いました。

昔から伝わる文化を繋いでいけるように大切にしていきたいです。



- ② 米粉から作る食パンの試作を行いました。米粉で作ると固くなるため難しいですが、お米の可能性を感じました！また、生米から作る食パンもこれから作れるよう、今後は生米パンの認定講師の資格を取得できるように目指していきます。



- ③ 東京で行われた新・農業人フェア（新規就農者へのPRを目的としたイベント）に、スタッフとして参加してきました。最後のイベント活動になりましたが、移住イベントを通して湯川の魅力を知っていただき、湯川の農業と地域全体がこれからも盛り上がっていったら良いなと願っています。



- ④ 会津米粉コンテストに応募した「酒粕クッキー」です。今回は参加賞でしたが、また来年も諦めずに応募していきます！

協力隊のInstagramに今回のレシピを投稿しているので、もし良かったらチェックしてみてください♪



湯川村 地域おこし協力隊
Instagram



yugawa_chiikiokoshi

2年間の活動の振り返り

1年目

1年目は農業を中心に活動を行い、村内の農家さんからたくさんのことを学びました。初めての稲作と、野菜作りに携わり、農業の楽しさと難しさを体感しました。研修をさせていただきました湯川ファーム、勝常センター、堂畑マルシェの皆さまや、多くの村民の方々にお世話になりました。

2年目

2年目は、農業に関わる6次化商品の開発を中心に活動に取り組みました。湯川村産の米粉を使った焼き菓子を作り、村のイベントで試食会やアンケートを実施しました。イベントで村内の皆さんと交流できたことが嬉しかったです。応援の声もいただき、励みになりました。

まとめ

2年間、協力隊として湯川村に関わらせていただき、自然が豊かで、温かい皆さんがいる湯川村が本当に大好きになりました。場所が変わっても湯川村の魅力を今後も伝えていきたいです。多くの村民の皆さんの優しさに支えられて、この2年間に渡って活動を行うことができました。

これまでの活動を通して、今後の目標が明確となり、お米や食に携わることを仕事にし、農業や地域に貢献していきたいという気持ちが強くなりました。春からは、湯川村を離れることにはなりますが、お世話になった湯川村にいつの日か恩返しができるように、これからも目標に向かって努力していきます。2年間、本当にありがとうございました。



障がいに関する身近な相談窓口について

村では、下記の事業所に障がい者相談支援事業を委託しています。

障がい者相談支援事業では、相談支援専門員が村内の障がいのある方やそのご家族からの相談に応じ、一緒に解決の方法を考えます。また、相談内容に応じて情報提供や関係機関との連携を図っていきます。

相談は無料です。相談に関する秘密は守られるので、安心してご相談ください。

○**ご利用できる方** 身体・知的・精神の障がいのある方、およびそのご家族等

○**相談内容の例**

- ・障がい福祉サービスの利用に関すること
- ・お子さんの発育や就学に関すること
- ・生活全般で不安に感じる事

◎**お問い合わせ先** 障がい者相談支援事業所 地域生活支援センターいなわしろ
〒969-3283 耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967-1
(福島県ばんだい荘内)
☎0242-93-8011 FAX 0242-62-2576
開所時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
(土、日、祝日、年末年始はお休みとなります)

「福島県防災アプリ」が完成しました！

福島県では、県民の皆様が災害に備え、災害情報や防災情報を入手し、迅速な避難行動に繋がるよう、「福島県防災アプリ」を制作しました！

主な機能

○各種防災情報のお知らせ（プッシュ通知）

避難情報や気象情報など、各種防災情報をプッシュ通知でお知らせします。

○防災マップの閲覧

土砂災害、洪水、津波等のハザードマップなどを表示でき、自身がいる場所の危険性を確認できます。

○避難所の検索

現在地周辺の指定避難所、指定緊急避難場所の自動検索ができ、避難行動を支援します。

○安否登録・確認

グループ登録をしたユーザー同士で位置情報を共有し、安否状況や避難状況を登録・確認できます。

○避難計画の作成

防災ガイドブックの閲覧、自分に合った避難計画「マイ避難シート」を作成できます。

「福島県防災アプリ」をダウンロードして、日頃から災害に備えましょう！

ダウンロード方法

Webで「福島県防災アプリ」と検索してください。

◎**お問い合わせ先** 福島県危機管理課 ☎024-521-8651



春の全国交通安全運動

4月6日(土)～4月15日(月)まで

「挙げる手を やさしく見守る 横断歩道」

春は、入園・入学の季節であり、小学校児童の交通事故が多い季節です。特に通学中、ほかの学年と比べて小学1年生が巻き込まれる事故が多いようです。

また、暖かくなるためドライバーの油断が原因となる事故も増える傾向にあります。

子どもから高齢者まで交通安全意識を高めて、事故を起こさないように、今年も事故のない村を目指しましょう！ 皆様のご協力をお願いします。



消防署からのお知らせ

林野火災・野焼き拡大に注意!!

空気の乾燥や強風により、山火事・林野火災などの発生や野焼きの延焼拡大が発生しやすい時期になりました。

この火災の多くは、タバコのポイ捨てに代表される火の不始末が原因です。私たちの生活の基礎となる山・森林などを守るために、火の取り扱いに注意しましょう。特に野焼きを行う際は、以下の注意点をしっかり守りましょう。

- ・住宅や建物との距離を十分とる。
- ・実施する場合は、火の管理に専念してその場を離れない。
- ・一人では行わず、必ず複数で行う。
- ・水バケツなどの消火用具を必ず事前に準備する。
- ・強風の注意報や警報発表中は、火をつけず、延期する。
- ・乾燥注意報発表中は、普段以上の消火の準備をしっかり行う。

※万が一、火が拡大し自分達だけでは消火できないと判断された場合には、速やかに119番に通報してください。

※野焼きには、焼却が禁止されている物品等があります。詳細は役場に確認してください。

※事前に届出書を消防署へ提出してください。(火災と間違われたいための届出です。許可ではありません。)



会津若松消防署十文字出張所 ☎ 0242-75-2151 / FAX 0242-75-2196

会津坂下警察署からのお知らせ

ゴミの処分はルールを守ろう!

STOP! ゴミの焼却!

◆廃棄物の焼却禁止

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下廃掃法）では、

- ・各種廃棄物の処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- ・他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- ・公益上もしくは社会の習慣上やむを得ない廃棄物の焼却または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるものを除いて、廃棄物を焼却することを禁止しています。

◆焼却禁止に含まれないもの

廃掃法の焼却禁止から除外されるものの例として、農業を営む方が稲わらを焼却する場合や、歳の神などの地域行事によるしめ縄や門松の焼却、たき火やキャンプファイヤー等を行う際の木くずの焼却などがあります。しかし、これらに該当する場合であっても、ビニール等の他の廃棄物を一緒に焼却した場合には、廃掃法違反に該当します。

また、火をつける際には、いつでも火を消せるように消火の準備を事前に整えておき、いつでも火を消せるように燃えている間は火から目を離さないようにしましょう。

近所の人の迷惑にならないよう時間帯や風向きなどにも十分注意しましょう。

◆罰則

廃掃法を守らないと、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方の処罰を受けることになります。

また、企業などの法人が違反した場合の処罰は3億円以下の罰金となります。



この法律は、元々は伝染病の蔓延を防止するための「汚物掃除法」という法律が基になっているんだ。
そこから高度経済成長期の大量廃棄によるゴミ問題などを経て、現在の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に変わっていったんだ。
この廃掃法は、ゴミの排出を抑制したり、リサイクルできる廃棄物を適切に回収することで、**みんなの生活環境を清潔にすることや環境を保全することを目的**にしているよ。

湯川村内街頭犯罪等発生状況（令和6年2月29日現在）

区 分	街 頭 犯 罪													街頭犯罪 合 計	その他 刑法犯等	全刑法犯
	強 盗	空 き 巣	忍 込 み	事 務 所 荒	出 店 荒	自 動 車 盗	オ ー ト バ イ 盗	自 転 車 盗	自 販 機 ね ら い	車 上 ね ら い	ひ っ た くり	部 品 ね ら い	強 制 わ い せ つ			
管 内			1		1			1						3	11	14
湯川村															1	

特 徴 外出する際はしっかり戸締まりをしましょう。
また、不審者や不審車両を見かけたら、すぐに通報してください。

※その他刑法犯等には、暴行、傷害、万引き、詐欺、器物損壊などの犯罪発生件数が含まれます。

※上記発生件数は、令和6年1月1日からの累計数となっています。



戸籍の窓口

(2月受付)

謹んでお悔やみ申し上げます

(地区)	(本 人)	(年齢)
佐野(上田谷地)	高羽 健	86歳
佐野(森台)	古川シゲノ	90歳
王 領	鈴木 潤子	90歳

※この欄に掲載を希望しない方は、住民課福祉係へ申し出てください。

人の動き (2月1日現在)

	総人口(前月比)
総人口	3,039人 (△ 9)
男	1,478人 (△ 3)
女	1,561人 (△ 6)
世帯数	1,017世帯 (△ 2)



毎月「第3日曜日」は「家庭の日」です

家庭の話し合い、一緒に食事の励行、親子ふれあい運動を実施しましょう。

あいさつ運動

あ かるく
い つでも
さ きに
つ づけて

一声運動を普及しましょう。

湯川村青少年育成村民会議

村の花



アジサイ

村の木



イチヨウ

村の鳥



カッコウ

村内の交通事故

	令和6年 2月	令和6年 累 計	令和5年 (1月～12月)
人身事故	0	0	5
物損事故	6	14	71
死 亡 者	0	0	0
傷 者	0	0	6
合 計	6	14	82
交通死亡事故ゼロ日数 (令和6年2月29日現在)			2358日

1日(月) 交通事故ゼロ
歩行者優先の日
7日(日) 消防団春の防火パレード
8日(月) 小・中学校
入学式・始業式
9日(火) 幼稚園入園式
12日(金) 湯川村区長会
27日(土) 消防春季検閲
28日(日) 勝常念佛踊り供養祭
29日(月) 昭和の日

4月の行事予定

村民の文芸

発表のひろば

湯川俳句会

沃野湯川会

二人喜寿貴方が逝って十六年

今日は子や孫全員揃いて 兼子 春江

歳の神に二歳が小法師放るたび

藁火がはねる 三日月冴ゆる 小林 和子

デイケアの庭に冬の陽受けて咲く

紅きサザンカに見とれてゐたり 佐野 常雄

毛羽の立つ畳の表反へ終ふに

い草のかをり部屋に満ちくる 鈴木 悦子

能登地震災害多く声も出ず

画面をじっと見つめてゐたり 鈴木トシ子

集落の灯ひとつが消えし如

九十二歳の友静かに逝けり 吉田 妙子

湯川村の落ち穂に満たされ百羽の

白鳥は今朝シベリアに立つ 渡部 邦子

坂内まんさく

雪国の二月の気温なんと20度
ピノキオはフィノッキオの春サラダ

小野 比呂

戦地へと赴くごとし北帰行

春の乱戸惑い回る風向計

鈴木智恵子

立春の窓辺を覗く光かな

降るまいと思ひし春の雪の嵩

鈴木 静代

冬の風涙ぼろぼろ歩み行く

啓蟄や籠りの扉開きけり

吉良 成子

腕吊りて旅の帰りの初飛行

初旅は仇分老道阿妹茶楼

鈴木 玲子

春猫の集まり遊ぶ日向ぼこ

米を研ぐ指先割れし二月かな

小林喜久雄

雪霏霏と云えぬ今年の故郷よ

春の雪ちらほら見えて鳶の声



もうすぐ1才になります

ことは
酒井 琴羽ちゃん(笈川)

会津産の桐で作った琴は最上の音色を奏でるそうで、会津から琴の音色のように素敵なことに挑戦して羽ばたいて欲しいという願いを込めて。

すぐる
川島 傑くん(穂花)

どんな道でも、自分を信じてまっすぐに進み続けてほしいという願いを込めて、『大迫傑選手』から名前をとり名付けました。

かなえ
大竹 叶栄ちゃん(笈川)

夢や願いを自分で叶えていけるような子どもになって欲しいです。

令和6年度より湯川村産コシヒカリのブランド化事業を始動します

一定の栽培条件、食味成分の基準を設定した、新ブランド米「会津盆地のどまん中 夏昼暑くて夜涼しい お米育ち」に適した里 湯川村のコシヒカリ」プロジェクトが令和6年産米より本格始動いたします。

また、湯川米の美味しさを解明するため、米の品質・食味の分析で先端を行く福島大学食農学類に分析を依頼しました。福島大学では、世界でも類のない電子顕微鏡を用いた微細構造的分析を行っており、分析結果について3月19日(火)に湯川村公民館で報告会を開催しました。研究をしていただいた福島大学副学長兼食農学類教授の新田洋司博士によると、令和5年産米については、異常高温の影響を受けつつも「表面のねばりと中心部の軽い歯ごたえ」を併せ持った良食味米の構造があるお米であるとの報告をいただきました。

◎お問い合わせ先 産業建設課 農業振興係 ☎0241-27-8840



新田教授による分析結果報告会



新ブランド米ロゴデザイン(商標登録証)

ほっと相談会

こんなことで悩んでいませんか？ご自身のこと、ご家族や知り合いの方で

- 眠れない、気分が沈みがちである
- 気がなくなった、くよくよする
- 対人関係で困っている
- 独り言やひとり笑いがあ、奇妙な行動がある
- お酒のことで困っている
- 長期間ひきこもっている
- 精神的な病気がどうか知りたい
- 社会復帰の方法を知りたい など

ひとりで悩まず、相談してみませんか？

面接相談は予約制となっております。

開催日の1週間前までにお申し込みください。

月 日	時 間	担 当
4月26日(金)	午後1時30分～4時30分	公認心理師
5月16日(木)	午後1時30分～4時30分	精神科医師

○会 場 湯川村保健センター(自宅へ伺うこともできます！)

○相談方法 精神科医師、公認心理師による個別相談

精神科医師(竹田綜合病院 上島雅彦氏) 公認心理師・臨床心理士(会津医療センター 楢木雄史氏)

○相談時間 一人1時間程度(1回の開催につき3名までとなります)

○相談費用 無料 ○その他 個人の秘密は守られます。

○申 込 先 住民課 保健センター ☎0241-27-3110 メール hoken-c@vill.yugawa.fukushima.jp